

草加市告示第290号

草加市消費生活相談室を消費生活センターとする告示について

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置したので、同法第10条第3項の規定によりその名称等を告示します。

- 1 名 称 草加市消費生活センター
- 2 位 置 草加市旭町六丁目13番20号
- 3 開 設 日 毎週月曜日から金曜日まで
但し、相談日が次のいずれかに該当する場合は、相談を行わない。
 - (1) 草加市の休日を定める条例(平成4年条例第16号)第1条に規定する休日
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日
- 4 開設時間 9時30分から16時